

近年のたばこ対策の流れ

昭和62年 「喫煙と健康問題に関する報告書」 公衆衛生審議会

平成4年 事業者が講ずべき快適な職場環境形成のための措置に関する指針
平4.7.1 労働省告示第59号

平成5年 「喫煙と健康問題に関する報告書」の改定 公衆衛生審議会

平成7年 たばこ行動計画策定検討会報告（公衆衛生審議会）

- ①防煙対策 未成年者の喫煙の防止
- ②分煙対策 受動喫煙の影響の排除・減少対策
- ③禁煙支援 禁煙を希望する者に対する支援

平成8年 公共の場所における分煙のあり方検討会報告（厚生省保健医療局）

- 公共の場所の基本原則を提言
- 分煙のあり方を4つに分類
 - A：喫煙場所を完全に分割された空間とする。
 - B：喫煙場所を設置し、分煙機器により環境たばこ煙が完全に流れ出ないようにする
 - C：喫煙場所を設置し、分煙機器を用いて環境たばこ煙を低減する。
 - D：喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない。

平成8年 職場における喫煙対策のためのガイドライン（労働省労働基準局）

本ガイドラインは、労働者がその生活時間の多くを過ごす職場において、喫煙の影響が非喫煙者の健康に及ぶことを防ぎつつ、喫煙者と非喫煙者が良好な人間関係の下に就業できるよう、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示すことにより、労働者の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進を図ることを目的とする。

平成8年 未成年者の喫煙行動に関する実態調査（厚生科学研究、国立公衆衛生院）

（未成年者の喫煙率）			
中学1年男子	7.5%	中学1年女子	3.8%
高校3年男子	36.9%	高校3年女子	15.6%

平成9年 「厚生白書」（喫煙習慣を考える）

喫煙が健康に与える影響は大きく、本人のみならず、周囲の人々にも「受動喫煙」によりさまざまな危険性がある。
そして、喫煙習慣は個人の自由意思に基づく嗜好の一つとされてきたが、一方で、喫煙習慣をニコチンによる依存性の視点から捉えることが重要である。
したがって、喫煙習慣は個人の嗜好の問題にとどまるのではなく、健康問題であることを踏まえ、たばこ対策を一層推進することが求められている。

平成10年度 喫煙と健康問題に関する実態調査（厚生省保健医療局）

(喫煙が及ぼす健康影響についての知識)			
肺がん	84.5%	喘息	59.9%
脳卒中	35.1%	気管支炎	65.5%
歯周病	27.3%	心臓病	40.5%
		妊娠に関連した異常	79.6%
(禁煙・節煙を希望する人の割合)			
	男性	女性	総数
禁煙希望	24.8%	34.9%	26.7%
節煙希望	38.3%	34.7%	37.5%
合計	63.1%	69.6%	64.2%

平成11年度 喫煙と健康問題に関する実態調査（厚生省保健医療局）

(医療機関の禁煙・分煙実施状況)		
	完全禁煙	分煙
診察室・検査室	94.9%	2.1%
待合室	46.4%	46.1%
病棟・病室	54.5%	35.0%
(公共交通機関の禁煙・分煙実施状況)		
	完全禁煙	分煙
車両等	66.0%	21.5%
ホーム・乗車口・搭乗窓口等	13.7%	23.3%
待合場所	10.5%	28.2%

平成12年3月 「健康日本21」たばこ分野における柱（厚生省）

- 生活習慣の改善など9分野を対象として設定したたばこ分野については以下のとおり
- 情報提供
 - 未成年者の喫煙防止
 - 非喫煙者の保護（受動喫煙対策）
 - 禁煙支援

平成12年3月 職場における喫煙対策推進のための教育（労働省労働基準局）

「職場における喫煙対策推進のための教育実施要領」を定め、事業場の経営首脳者、管理者及び喫煙対策担当者を対象に、平成12年より当該教育を実施している。

平成12年度 未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査（厚生科学研究、国立公衆衛生院）

(未成年者の喫煙率)			
中学1年男子	5.9%	中学1年女子	4.2%
高校3年男子	36.9%	高校3年女子	15.8%

平成13年12月 「喫煙と健康問題に関する検討会」報告書

平成14年 6月 「分煙効果判定基準策定検討会」報告書

WHOたばこ対策枠組条約
第5回政府間交渉会議（10月14～25日）

平成14年10月

1. たばこ規制枠組条約

たばこに関する広告の規制、健康警告表示の強化等を各国に義務付けることにより、国際社会が一致団結してたばこの健康に対する悪影響を抑え込むことを目的とする条約。世界保健機関（WHO）の枠組みにおいて、2000年10月より、明年5月の採択を目的として、これまで4回の交渉を行ってきた。

2. 今回会議の概要と評価

- (1) 初めて具体的な案文交渉を行った。6つの非公式会合での精力的な議論により、論点が明確化した。我が国は、他の主要先進国等と協調しつつ、実効性を伴いかつできるだけ多くの国が参加できる条約案文の作成に貢献した。
- (2) 開発途上国のたばこ農業転作等に対する資金支援等の問題との関連で、開発途上国と先進国との間の対立（南北問題）が見られた。先進国のたばこ企業の途上国市場進出への反発等が背景にあると思われる。
- (3) 我が国は、たばこ規制措置の具体的な方法や態様については各国がその実情に応じて選択できるようにすることを目的として交渉しているが、包装・ラベリング（「ライト」等の形容的表示の規制、健康警告表示の強化等）及び広告については禁止を含む強い規制を求める声が強い。

3. 次回会議

明年2月17～28日にジュネーヴで開催される。条約採択の期限である明年5月を前にした最後の交渉会議となる見込み。

（了）

WHOたばこ対策枠組条約
第5回政府間交渉会議における主要論点

総論 (条約全体の意義・位置付けに関わる論点)

- ・ 他の条約との関係 (第2条3、第4条5) (E)
- ・ 資金と開発途上国の責任 (第26条等) (D)

各論

- ・ 包装及びラベリング (第11条) (A)
- ・ 広告、販売促進及びスポンサーシップ (第13条) (B)
- ・ 不法取引 (第15条) (F)
- ・ たばこ補助金 (第17条) (E)
- ・ 責任及び補償 (第4条6、第19条) (C)

【参考】今次会合で設置された非公式会合

A : 包装及びラベリング

B : 広告、販売促進及びスポンサーシップ

C : 責任及び補償

D : 資金

E : たばこ及び貿易

F : 不法取引